

## 第1章 職業訓練基準の見直し

### 第1節 職業訓練基準の改正

#### 1-1 職業訓練基準に関する法律及び省令

(1) 職業訓練の基準は、職業能力開発促進法及び職業能力開発促進法施行規則、同施行規則別表第二～第七に定められている。ただし、各自治体が行う職業訓練については、地域ニーズ等を勘案し、弾力的に実施できることとしている。

別表第二は、主要な産業分野に関する普通課程の訓練科を実施するにあたっての標準的な内容を示すとともに訓練を実施する際の最低限の内容を示している。別表第二で定める訓練時間は、総訓練時間の約6割であり、残り4割の時間については、地域ニーズや産業ニーズ等を勘案し、訓練実施者が自由に教科等の設定をすることができる。普通課程の訓練期間は、原則として中学校卒業者等を対象とする場合は二年（2,800時間）、高等学校卒業者等を対象とする場合は一年（1,400時間）である。訓練科の名称は、修了証等の証明書類の交付においては別表で定める訓練科名を使用する必要があるが、これ以外、例えば募集等においては任意の訓練科名（愛称）を使用することができる。別表に基づく訓練を修了し、かつ技能照査に合格することで技能士補が付与される。

#### 職業能力開発促進法（職業訓練の基準）

**第十九条** 公共職業能力開発施設は、職業訓練の水準の維持向上のための基準として当該職業訓練の訓練課程ごとに教科、訓練時間、設備その他の厚生労働省令で定める事項に関し厚生労働省令で定める基準に従い、普通職業訓練又は高度職業訓練を行うものとする。

2 前項の訓練課程の区分は、厚生労働省令で定める。

3 都道府県又は市町村が第一項の規定により条例を定めるに当たっては、公共職業能力開発施設における訓練生の数については同項に規定する厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については同項に規定する厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(2) **表1-1**は職業能力開発促進法にもとづく職業訓練の種類と概要である。大きくは普通職業訓練と高度職業訓練に分けられる。実施主体は①都道府県及び市町村、②認定職業訓練を行う企業、団体、③国（高齢・障害・求職者雇用支援機構）である。その数は、短期課程まで含めると全国で膨大な数となる。①の職業訓練については各自治体が職業訓練の実施に係る条例を策定し自治体がこれに従って実施できることとなっている。国が示す職業訓練基準は、自治体が条例を策定す

る際の標準となるものであると同時に訓練の核をなすものであり不断の見直しが必要とされている。

表 1 - 1 職業訓練の種類と概要

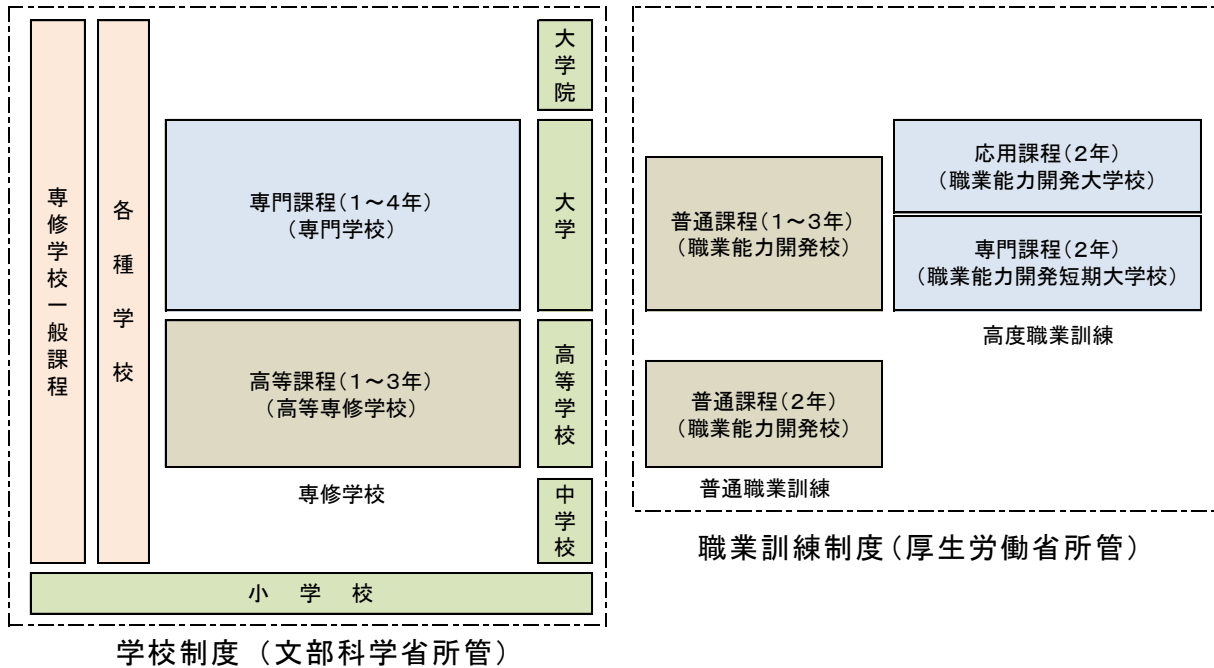
職業訓練の種類	訓練課程	訓練の概要	訓練期間及び総訓練時間
普通職業訓練	普通課程	中学校卒業者または高等学校卒業者等に対して、将来多様な技能・知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能・知識を習得させるための長期間の課程	高等学校卒業者等 1 年 総訓練時間 1,400 時間以上 中学校卒業者等 2 年 総訓練時間 2,800 時間以上 1 年につき概ね 1,400 時間
	短期課程	在職労働者、離転職者等に対して、職業に必要な技能（高度の技能を除く）・知識を習得させるための短期間の課程	6 月（訓練の対象となる技能等によっては 1 年）以下 総訓練時間 12 時間以上（管理監督者コースにあっては、10 時間以上）
高度職業訓練	専門課程	高等学校卒業者等に対して、将来職業に必要な高度の技能・知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能・知識を習得させるための長期間の課程	高等学校卒業者等 2 年 総訓練時間 2,800 時間以上 1 年につき概ね 1,400 時間
	応用課程	専門課程修了者等に対して、将来職業に必要な高度で専門的かつ応用的な技能・知識を有する労働者となるために必要な技能・知識を習得させるための長期間の課程	専門課程修了者等 2 年 総訓練時間 2,800 時間以上 1 年につき概ね 1,400 時間
	専門短期課程	在職労働者等に対して、職業に必要な高度の技能・知識を習得させるための短期間の課程	6 月（訓練の対象となる技能等によっては 1 年）以下 総訓練時間 12 時間以上
	応用短期課程	在職労働者等に対して、職業に必要な高度で専門的かつ応用的な技能・知識を習得させるための短期間の課程	1 年以下 総訓練時間 60 時間以上

### 1 - 2 学校教育と職業訓練

職業能力開発促進法第 3 条の 2 によれば、「職業訓練は、学校教育法による学校教育との重複を避け、かつ、これとの密接な関連の下に行われなければならない」としている。ここでいう「学校」とは、学校教育法による小・中学校、高等学校、高等専門学校、短期大学、大学である。専修学校、各種学校は、学校教育に類する教育を行うものとされている。職業訓練は、大きく普通職業訓練と高度職業訓練に分けられる。

表1-2は、学校制度と職業訓練制度を対比したものである。このほか、「将来的に質の高い職業訓練指導員となり得る人材の育成」を目的とした総合課程（特定専門課程＋特定応用課程）が平成24年度から職業能力開発総合大学校で新たに開始された。

表1-2 学校制度と職業訓練制度



### 1-3 職業訓練制度の変遷

職業訓練制度は、表1-3に示すように幾多の改正による変遷を経てきている。昭和53年の改正では、それまでの法律（基準）に沿った「法定訓練」から、法律（基準）に準じた「準則訓練」に変更となった。いわゆる職業訓練の弾力化である。これに伴い、普通訓練課程の教科、訓練期間、設備等については「最低限必要なもの」から「標準として示すもの」となった。現在の職業訓練制度のベースは、平成4年に制定されたものである。

表1-3 職業訓練制度の変遷

職業訓練法 昭和44年制定(法定訓練)			
区分	訓練課程	期間(対象者)	施設名称
養成訓練	専修訓練課程	1年(中卒者等)	専修職業訓練校
	高等訓練課程第I類	2年(中卒者等)	(総合)高等職業訓練校
	高等訓練課程第II類	1年(高卒者等)	

職業訓練法 昭和49年制定(法定訓練)			
区分	訓練課程	期間(対象者)	施設名称
養成訓練	専修訓練課程	1年(中卒者等)	専修職業訓練校
	高等訓練課程第Ⅰ類	2年(中卒者等)	(総合)高等職業訓練校
	高等訓練課程第Ⅱ類	1年(高卒者等)	
	専門訓練課程 (旧特別高等訓練課程専門)	2年(高卒者等)	職業訓練短期大学校 (旧職業訓練大学校付属短期学部)

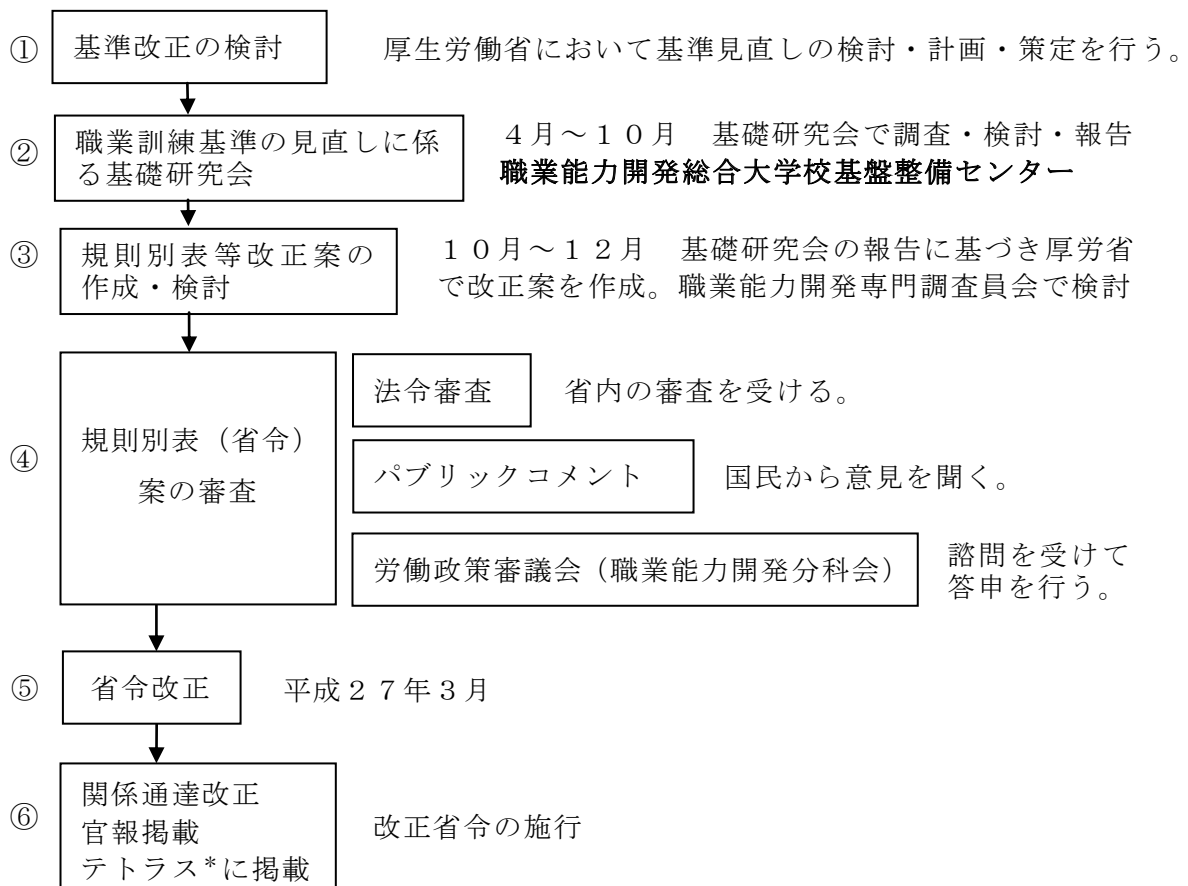
職業訓練法 昭和53年制定(準則訓練)			
区分	訓練課程	期間(対象者)	施設名称
養成訓練	普通訓練課程第Ⅰ類	2年(中卒者等)	職業訓練校
	普通訓練課程第Ⅱ類	1年(高卒者等)	
	専門訓練課程	2年(高卒者等)	職業訓練短期大学校

職業能力開発促進法 平成4年制定(準則訓練)			
区分	訓練課程	期間(対象者)	施設名称
普通職業訓練	普通課程	1～3年(中卒者等は2年)	職業能力開発校
高度職業訓練	専門課程	2年(高卒者等)	職業能力開発短期大学校

職業能力開発促進法 平成11年制定(準則訓練)			
区分	訓練課程	期間	施設名称
普通職業訓練	普通課程	1～3年(中卒者等は2年)	職業能力開発校
高度職業訓練	専門課程	2年(高卒者等)	職業能力開発短期大学校
	応用課程	2年(専門課程卒等)	職業能力開発大学校

### 1-4 職業訓練基準改正の流れ

厚生労働省設置法第九条の規定では、法律または省令改正等の重要事項については「労働政策審議会」において審議することが定められている。厚生労働省（厚労省）は、「労働政策審議会」で職業訓練基準の省令改正について審議する際に事前の調査が必要なことから厚生労働省職業能力開発局の下に「職業能力開発専門調査員会（専門調査員会）」を設置することとしている。また、職業能力開発総合大学校（職業大）の基盤整備センターでは、厚生労働省の求めに応じ訓練基準の見直しに関連した諸々の調査研究を行うとともに「訓練基準の見直し提案」に関する報告書を専門調査員会に提出することとしている。そのため、基盤整備センターに「職業訓練基準の分野別見直しに係る基礎研究会（以下 基礎研究会）」を立ち上げ訓練基準の見直しについて検討を行ってきたところである。その後、基礎研究会による報告書等を参考に専門調査員会で審議が行われ訓練基準の改正案が作成されたところである。この改正案は労働政策審議会での審議を経て平成27年3月をもって省令改正の運びとなる。以下、基準改正までの流れを示す。



\*テトラス：職業能力開発ステーションサポートシステム（TETRAS）の略称  
（職業能力開発総合大学校のホームページに掲載）

## 第2節 普通職業訓練について

### 2-1 普通課程と短期課程

普通職業訓練には普通課程と短期課程がある。普通課程は「職業に必要な基礎的な技能・知識」を習得させるため、中学校又は高等学校卒業者等を対象にした訓練課程である。**表1-4**は、普通課程として設定している訓練科144科を示す。普通課程は主に都道府県の職業能力開発校（以下、公共校）または認定職業訓練校（以下、認定校）で実施されている。国（高齢・障害・求職者雇用支援機構）では、名古屋と大阪のポリテクセンターに普通課程の港湾荷役科を設置している。訓練時間は中学校卒業者等にあつては、二年2,800時間（50分を1時間とする）以上、高等学校卒業者等にあつては一年1,400時間以上としている。受講料については、各都道府県で定める額としている。一般的には、都道府県立の高等学校授業料とほぼ同じ程度としているが、無料としているところもある。普通課程には、高等学校卒業者等を対象にした訓練期間一年の溶接科、機械科、電気科等の他、訓練期間二年のメカトロニクス科、第二種自動車整備科、介護サービス科、プログラム設計科等がある。この他、設置している施設はないが三年訓練の臨床検査科もある。また、中学校卒業者等や高等学校卒業者等を対象とする一年若しくは二年の訓練科を一年ずつ延長し、それぞれ二年、三年として実施している施設もある。大手企業の中には、中学校卒業者等を対象とした二年訓練を三年にするとともに、高等学校の通信制を併用し工業高等学校の卒業資格を取得しているところもある。運営費、施設・設備費については、訓練基準の別表第二に沿った教科、設備、訓練時間等であれば、都道府県立の場合、国から1/2が補助される。

短期課程は、12時間以上6ヶ月以下の訓練期間としている。離転職者を対象とした3ヶ月、6ヶ月コースの他、在職者を対象とした12時間以上の訓練（セミナー）も短期課程として位置付けられている。短期課程の訓練基準は定められていない場合が多いが、雇用情勢や訓練ニーズに柔軟に対応できるため、都道府県をはじめ、国（高齢・障害・求職者雇用支援機構）においても積極的に実施されている。

### 2-2 認定職業訓練

事業主または事業主の団体等（以下 事業主等）が行う職業訓練のうち、教科、訓練期間、設備等について厚生労働省令で定める基準に適合して行われているものは、都道府県知事の認定を受けることができる（法的根拠：職業能力開発促進法第十三条、第二十四条）。認定を受けている事業主の中には日本を代表する大企業も含まれるが、その多くは中小企業である。中小企業の事業主等が認定職業訓練を行う場合、国や都道府県が定める補助要件を満たせば、国及び都道府県からその訓練経費等の一部につき補助金を受けることができる。たとえば、施設の運営費や施設・設備費については、国から1/3、都道府県から



1 / 3 を上限とする補助金を受けることができる。そのほか、技能照査を実施し、合格すれば技能検定の学科が免除されること、職業訓練指導員の免許を取得する場合に有利に取り扱われること等のメリットもある。認定職業訓練には、個々の事業主が単独で行うものといくつかの事業主が共同して行うものがあり、現在、全国で1, 139の認定校があり2, 646科（休科中も含む）が設置され訓練生は普通課程約7, 000人、短期課程約23万人である。

表1-4 普通課程の訓練科一覧（144科）  は今年度の見直し対象科

大分類	中分類	訓練系	科no. 訓練科名
1 農林	1 農林	1 園芸サービス系	1 園芸科
			2 造園科
		1.5 森林系	3 森林環境保全科
2 金属・機械	1 金属	2 金属材料系	4 鉄鋼科
			5 鋳造科
			6 鍛造科
		3 金属加工系	7 熱処理科
			8 塑性加工科
			9 溶接科
			10 構造物鉄工科
		4 金属表面処理系	11 めつき科
			12 陽極酸化処理科
		2 機械	5 機械系
	14 精密加工科		
	15 機械製図科		
	16 機械技術科		
	13 精密機器系		
	36 時計修理科		
	37 光学ガラス加工科		
	38 光学機器製造科		
	39 計測機器製造科		
	40 理化学器械製造科		
3 機械保全	43 義肢・装具系	118 義肢・装具科	
		14 製材機械系	41 製材機械整備科
		15 機械整備系	42 内燃機関整備科
		43 建設機械整備科	
		44 農業機械整備科	
4 運輸	16 縫製機械系	45 縫製機械整備科	
		8 第一種自動車系	28 自動車製造科
	9 第二種自動車系	29 自動車整備科	
		30 自動車整備科	
		31 自動車車体整備科	
	10 航空機系	32 航空機製造科	
		33 航空機整備科	
11 鉄道車両系	34 鉄道車両製造科		
	12 船舶系	35 造船科	
5 制御	54 メカトロニクス系	138 メカトロニクス科	

大分類	中分類	訓練系	科no. 訓練科名
3 電気・電子	1 設備・機器	6 電気・電子系	17 製造設備科
			18 電気通信設備科
			19 電子機器科
			20 電気機器科
			22 電気製図科
			23 発変電科
	2 電力	7 電力系	24 送配電科
			25 電気工事科
			26 電気設備科
			27 電気設備管理科
			119 電気通信科
			21 コンピュータ制御科
4 繊維・繊維製品	1 織物	17 製織系	46 織布科
			47 織機調整科
			18 染色系
			48 染色科
			19 アパレル系
			49 ニット科
	2 縫製	20 裁縫系	50 洋裁科
			51 洋服科
			52 縫製科
			53 和裁科
			54 寝具科
			55 帆布製品製造科
5 非金属加工	1 木材	22 木材加工系	56 木型科
			57 木工科
			58 工業包装科
			59 紙器製造科
			63 プラスチック製品成形科
			64 靴製造科
			65 鞆製造科
			27 ガラス加工系
			66 ガラス製品製造科
			28 窯業製品系
			67 ほうろう製品製造科
			68 陶磁器製造科
6 デザイン	1 印刷	24 印刷 製本系	60 製版科
			61 印刷科
			62 製本科
			41 塗装系
			112 金属塗装科
			113 木工塗装科
	2 塗装	42 デザイン系	114 建築塗装科
			115 広告美術科
			116 工業デザイン科
			117 商業デザイン科
			47 写真系
			127 写真科
7 食品	1 食品	30 食品加工系	70 製麺科
			71 パン・菓子製造科
			72 食肉加工科
			73 水産加工科
			74 発酵製品製造科
			133 日本料理科
	2 調理	51 調理系	134 中国料理科
			135 西洋料理科



大分類	中分類	訓練系	科no. 訓練科名
8 建築・土木	1 躯体施工	31 建築施工系	75 木造建築科
			76 枠組壁建築科
			77 とび科
			78 鉄筋コンクリート施工科
			79 プレハブ建築科
	(建築設計)		80 建築設計科
	2 外装施工	32 建築外装系	81 屋根施工科
			82 スレート施工科
			83 建築板金科
			84 防水施工科
			85 サッシ・ガラス施工科
	3 内装施工	33 建築内装系	86 畳科
			87 インテリア・サービス科
			88 床仕上施工科
			89 表具科
	4 仕上げ施工	34 建築仕上系	90 左官・タイル施工科
			91 築炉科
			92 ブロック施工科
			93 熱絶縁施工科
5 設備	35 設備施工系	94 冷凍空調設備科	
		95 配管科	
			96 住宅設備機器科
		37 設備管理・運転系	100 ビル管理科
			101 ボイラー運転科
6 土木	36 土木系	97 さく井科	
		98 土木施工科	
		99 測量・設計科	
9 運搬機械運転	38 揚重運搬機械運転系	102 クレーン運転科	
		103 建設機械運転科	
		104 港湾荷役科	
10 化学		39 化学系	105 化学分析科
			106 公害検査科
11 サービス	1 オフィス	45 オフィスビジネス系	120 電話交換科
			121 経理事務科
			122 一般事務科
			123 OA事務科
			124 貿易事務科
	2 流通	46 流通ビジネス系	125 ショップマネジメント科
			126 流通マネジメント科
	3 対人	48 社会福祉系	128 介護サービス科
			49 理容・美容系
			50 接客サービス系
			131 ホテル・旅館・レストラン科
			132 観光ビジネス科
	4 装飾	53 装飾系	137 フラワー装飾科
12 医療		52 保健医療系	136 臨床検査科
13 情報・通信		55 第一種情報処理系	139 OAシステム科
			140 ソフトウェア管理科
			141 データベース管理科
		56 第二種情報処理系	142 プログラム設計科
			143 システム設計科
			144 データベース設計科

2-3 別表第二（厚生労働省令）

表1-5に職業訓練基準の例として別表第二（製版科の例）を示す。製版科では、総訓練時間1,400時間の約6割にあたる820時間を訓練基準として定めている。教科については、教科名と大きくりの時間数を示している。また、設備については、教室や実習場、製版用機械類、器工具類等を示すにとどめている。そのため、教科別の時間数や内容（細目）、設備の具体的な名称、数量等は通達や基準の細目で示すこととしている。

表 1-5 別表第二（製版科の例）

訓練科		訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲	教科	訓練期間及び訓練時間(単位は時間とする。)	設備		
訓練系	専攻科				種別	名称	
二十四印刷・製本系	製版科			訓練期間 一年 訓練時間 総時間 一、四〇〇	建物その他の 工作物	教室 実習場	
			製版、印刷及び製本における基礎的な技能及びこれに関する知識	一 系基礎 1 学科 ○1 コンピュータ概論 ○2 印刷・製本概論 ○3 デザイン概論 ○4 生産工学概論 ○5 安全衛生			二二〇
			製版に関する画像処理における技能及びこれに関する知識	2 実技 ○1 コンピュータ操作基本実習 ○2 印刷物作成及び加工基本実習 ○3 安全衛生作業法	一〇〇		
				二 専攻 1 学科 ○1 写真理論 ○2 画像処理 ○3 グラフィックデザイン	二一〇		
	2 実技 ○1 写真撮影実習 ○2 画像処理実習 ○3 組版デザイン実習	二九〇					

各教科の時間、細目は通達で定める。  
(表1-6を参照)

設備の名称や数量は通達で定める。  
(表1-7を参照)

## 2-4 職業訓練基準の細目（通達）

## (1) 教科の細目

表1-6は、製版科の教科の細目である。黒字は別表第二で規定された個所である。青字は通達として定めている個所である。基礎研究会では、主に青字で示された各教科の時間や教科の細目について見直しが必要かどうか検討を行った。その結果、必要があれば黒字の科目名や合計時間についても見直しの提案を行うこととした。

表1-6 教科の細目（製版科）

訓練科		印刷・製本系製版科		
教科	科目	訓練時間	教科の細目	
系基礎学科	1	コンピュータ概論	20	コンピュータ基礎、ハードウェア、ソフトウェア
	2	印刷・製本概論	80	印刷の歴史、印刷と文化、製版印刷法の概要、印刷方式、加工、製本の沿革、製本の意義、製本の種類、書籍の各部の名称
	3	デザイン概論	70	デザイン原理、デザインの分野と沿革、図の構成、形、文字、色彩
	4	生産工学概論	30	品質管理、工程管理
	5	安全衛生	20	産業安全及び労働衛生、安全衛生管理の実際、具体的災害防止対策、VDT作業
		系基礎学科合計	220	
系基礎実技	1	コンピュータ操作基本実習	40	コンピュータ等の使用実習
	2	印刷物作成及び加工基本実習	40	用具使用法、描写、イラストレーション、色彩構成
	3	安全衛生作業法	20	安全衛生作業法
		系基礎実技合計	100	
専攻学科	1	写真理論	50	写真の原理、発色現像、感光材料、写真材料、デジタル画像
	2	画像処理	120	原稿、写真撮影、写真処理、色彩、単色製版、多色製版、画像処理、画像通信
	3	グラフィックデザイン	40	企画原案、プレゼンテーション、印刷原稿作成、フィニッシュ作成、色彩計画、製版指定
		専攻学科合計	210	
専攻実技	1	写真撮影実習	80	カメラ操作、写真撮影、写真出力
	2	画像処理実習	140	画像処理、画像通信、印字、校正、修正、保存、出力
	3	組版デザイン実習	70	原稿作成、紙面構成、文字編集、色彩構成、組み版（ページレイアウト）、製版指定、色校正、表現技法
		専攻実技合計	290	

職業大 職業能力開発ステーション サポートシステム（TETRAS）を参照

<http://www.tetras.uitec.jeed.or.jp/Futsukatei/>

(2) 設備の細目

表1-7は、製版科の設備の細目である。黒字は別表第二で規定された個所である。青字は通達として定めている個所である。これらの面積あるいは台数等は、国から補助を受ける際の算定基準となる。実習場の面積が高等学校卒業者等（300㎡／30人）と中学校卒業者等（500㎡／30人）でそれぞれ異なる。これは、高等学校卒業者等と中学校卒業者等の違いというよりも訓練期間一年と訓練期間二年の違いによるものと考えられる。

表 1 - 7 設備の細目（製版科）

訓練科 訓練系	専攻科	設備の細目		数量				
		種別	名称	摘要	高等学校卒業者等		中学校卒業者等	
					30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合	30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合
24 印刷・製本系	製版科	建物その他の工作物	教室		60 ㎡	100 ㎡	60 ㎡	100 ㎡
			実習場		300 ㎡	380 ㎡	500 ㎡	630 ㎡
			デザイン実習場		80 ㎡	95 ㎡	95 ㎡	110 ㎡
			情報処理実習室		60 ㎡	100 ㎡	60 ㎡	100 ㎡
			暗室	換気扇、暗室ランプボックス付き。	30 ㎡	40 ㎡	30 ㎡	40 ㎡
			工具室		17 ㎡	20 ㎡	20 ㎡	30 ㎡
			更衣室		15 ㎡	22 ㎡	25 ㎡	38 ㎡
			倉庫		20 ㎡	33 ㎡	35 ㎡	50 ㎡
			局所排気装置	フード、ダクト、サイクロン、モータ、ファン等を含む。	1 式	1 式	1 式	1 式
			廃液処理装置	現像廃液用	1 式	1 式	1 式	1 式
			恒温現像流し台	標準形	2 式	2 式	2 式	2 式
		機械	オフセット印刷機	A半裁	2 台	2 台	2 台	2 台
			オフセット校正機	A全判裁自動式	1 台	1 台	1 台	1 台
			カメラ	35mm、大型スタジオ用を含む。	10 台	16 台	10 台	16 台
			製版カメラ	A全判、カラー製版用、露光制御装置等付き。	2 台	2 台	3 台	3 台
			フィルム自動現像機	製版用	3 台	3 台	3 台	3 台
			フィルム乾燥機	標準形	1 台	1 台	1 台	1 台
			印画紙乾燥機	四つ切り、熱風搬送式	2 台	2 台	2 台	2 台
			ダイレクト製版機		2 台	2 台	2 台	2 台
			自動現像機	紙焼き用	2 台	2 台	2 台	2 台
			スキャナ	カラー A3以上	2 台	2 台	2 台	2 台
			電子色校正機		2 台	2 台	2 台	2 台
			引伸し機	カラー対応型	3 台	5 台	3 台	5 台
			断裁機	自動式、菊全判、光電管式、安全器付き。	1 台	1 台	1 台	1 台
			刷版用自動現像機		1 台	1 台	1 台	1 台
			パーソナルコンピュータ	本体、ディスプレイ、プリンタ、スキャナ等を含む	30 台	50 台	30 台	50 台
			大判プリンタ	A1対応	1 台	1 台	1 台	1 台
			レーザープリンタ	カラー、PostScript対応	1 台	1 台	1 台	1 台
			プロジェクタ	プロジェクタ、可搬式スクリーン	1 台	1 台	1 台	1 台
			その他	(工具及び用具類)				
		作業用工具類			必要数	必要数	必要数	必要数
		製版用工具類			必要数	必要数	必要数	必要数
		(計測器類)						
計測器類		必要数		必要数	必要数	必要数		
(製図用具類)								
製図機及び製図用具類		必要数		必要数	必要数	必要数		
(教材類)								
色見本、掛図等		必要数	必要数	必要数	必要数			
ソフトウェア		必要数	必要数	必要数	必要数			

## (3) 技能照査の細目

表1-8は、製版科の技能照査の細目である。教科の細目に沿ったものであり、技能照査試験を行う際の実施範囲を示している。学科の場合は「・・・について知っていること」、実技の場合は「・・・ができること」の表記で記述している。特に重要である項目については、「よく知っている」、「よくできる」としている。この違いについては、次のとおりである。

## 1) 学科の到達水準

- ① 「・・・についてよく知っていること」⇒詳細かつ正確な知識として知っていなければならない事項。
- ② 「・・・について知っていること」⇒正確でなければならないが、その概要を知識として知っていなければならない事項。

## 2) 実技の到達水準

- ① 「・・・がよくできること」⇒作業の段取り、手順等については、上司又は指導員の細かな指示を受けなくても、自らの判断によって作業が遂行できる程度に習得していなければならない作業要素。
- ② 「・・・ができること」⇒作業の段取り、手順等について上司又は指導員の指示、説明等を受けることによって作業の遂行が可能であるか、又は熟練者の補助的な作業を遂行できる程度に習得していなければならない作業要素。

表1-8 技能照査の細目例（製版科）

訓練科		印刷・製本系製版科			
		学科	実技		
系 基 礎	1	コンピュータの概要について知っていること。	系 基 礎	1	コンピュータ機器の操作ができること。
	2	印刷の種類及び特徴についてよく知っていること。		2	色彩構成ができること。
	3	製本の種類及び特徴についてよく知っていること。		3	描写ができること。
	4	デザイン構成についてよく知っていること。		4	安全作業、衛生作業がよくできること。
	5	色彩についてよく知っていること。			
	6	安全衛生についてよく知っていること。			
専 攻	1	版の種類及び特徴について知っていること。	専 攻	1	原稿作成作業がよくできること。
	2	製版の工程についてよく知っていること。		2	画像処理作業がよくできること。
	3	画像処理についてよく知っていること。		3	校正及び修正ができること。
	4	グラフィックデザインについて知っていること。			
	5	写真の原理について知っていること。			